

総税市第17号  
平成31年4月1日

各都道府県ふるさと納税担当部長  
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長

### ふるさと納税に係る指定制度の運用について

今般、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の制定に伴い創設されたふるさと納税に係る指定制度については、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）、平成31年総務省告示第179号に加え、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

#### 1. 申出書の提出等

##### (1) 申出

##### ① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第37条の2第3項、第314条の7第3項、省令第1条の17第1項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式に従い、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

##### ② 申出書に添付する書類

申出書には、申出書に記載した内容を補完し指定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類を添付すること（法第37条の2第3項、第314条の7第3項、省令第1条の17第2項）。

書類に記載すべき内容や追加の書類を添付する要否等については、各様式に記載されている内容に従うこと。

#### <全団体が提出を要する書類>

- ・（様式1-1）ふるさと納税の募集に要した費用について
- ・（様式2-1）平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の受入状況

<上記書類の内容によって該当団体のみが提出を要する書類>

- ・(様式1-2) ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等
- ・「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」(平成30年12月25日付け総務市第99号)に対して提出のあった調査票B票
- ・(様式2-2) 平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況
- ・(様式3) 平成31年6月1日以降におけるふるさと納税の返礼品等の提供予定

### ③ 市区町村に係る申出書等の都道府県による取りまとめ

市区町村に係る申出書及び添付書類(以下「申出書等」という。)は、それぞれの市区町村を包括する都道府県を経由して総務大臣に提出すること(省令第1条の16第1項)。

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書、様式1-1、様式1-2、様式2-1及び様式2-2の内容について「申出集計表(都道府県取りまとめ用)」に転記してとりまとめ、管内の市区町村から提出された申出書等とともに総務大臣に提出すること。

### ④ 申出期間

申出書等の提出期間は、毎年7月1日から同月31日までの間とするものであること(省令第1条の16第1項)。

ただし、平成31年度における申出書等の提出期間は、平成31年4月1日から同月10日までとし、初回の指定対象期間が4ヶ月間であった地方団体(下記2(1)参照)に限り、同年7月1日から同月31日までの申出期間を再度設けるものであること(改正省令附則第2条第2項、第3項)。

## (2) ヒアリングの実施及び追加資料提出の求め

### ① 都道府県によるヒアリング等

都道府県は、管内市区町村から提出された申出書等の内容について、必要な事項が正確に記載されているか等について確認した上で、当該申出書等を提出した市区町村が指定基準に適合してふるさと納税の募集の事務を適正に実施することについて疑義がある場合には、該当市区町村に対してヒアリングの実施や必要な追加資料の提出を求めること。

### ② 総務省によるヒアリング等

総務省においては、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方団体の指定に当たり必要な場合には、該当都道府県又は該当市区町村に対してヒアリングの実施や追加資料の提出を求めるものであること。

## 2. 総務大臣による指定

### (1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容並びに地方財政審議会の意見を踏まえ、指定対象期間を通じて指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる団体として指定するものであること(法第37条の2第2項、第314条の7第2項)。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は毎年10月1日からその翌年9月30日までの期間とするものであること(省令第1条の16第2項)。

ただし、平成 31 年度にあっては、原則として、指定対象期間を平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 1 年 4 ヶ月間とし、総務大臣が指定を受けようとする地方団体について当該 1 年 4 ヶ月の期間を指定対象期間とすることが適当でないとする場合には、平成 31 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 4 ヶ月間とするものであること（改正省令附則第 2 条第 2 項）。

## (2) 指定告示及び決定通知等

総務大臣がふるさと納税の対象となる団体を指定したときは、直ちにその旨を告示するものであること（法第 37 条の 2 第 7 項、第 314 条の 7 第 7 項）。

また、総務大臣に対して申出書等を提出した地方団体に対しては、指定告示後速やかに、指定（又は不指定と）した旨及び指定対象期間を通知するものであること。

## (3) 指定を受けた旨の表示等

総務大臣による指定を受けた地方団体においては、ふるさと納税を行おうとする納税義務者が、当該地方団体が指定を受けていることを把握できるように、速やかに指定を受けた旨を当該地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等において表示すること。

一方で、総務大臣による指定を受けていない地方団体においては、納税義務者がふるさと納税の対象であると誤解をして当該地方団体に対して寄附金を支出することがないように、寄附の申出者に対して、ふるさと納税の対象外であることについて明示的に確認した上で寄附金を受領すること等、適切な措置を講ずること（取扱通知（県）12の6（2）、取扱通知（市）24の7（2））。

## 3. 募集に要した費用等

### (1) 募集に要した費用の額の算定（告示第 2 条第 2 号関係）

「募集に要した費用の額」（告示第 2 条第 2 号）は、ふるさと納税の募集に関する費用全体を対象とするものであって、例えば、以下に掲げる費用を支出した際には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

### (2) 返礼品等の調達に要する費用の額の算定（告示第 4 条関係）

返礼品等の調達に要する費用の額は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第 4 条第 1 号）であって、調達に当たって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。

#### 4. 地場産品基準（告示第5条関係）

##### （1）基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体へ納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとしている。

これを踏まえ、告示第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体においては、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。

また、市区町村を包括する都道府県においては、当該都道府県域の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内各市区町村による告示の解釈の整合性が確保されるよう積極的な役割を果たすこと。

##### （2）製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装 ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

##### （3）都道府県による認定に係る総務省への報告等（告示第5条第8号関係）

地場産品は、各地方団体の区域単位が原則であるが、告示第5条第8号イ～ハに掲げる項目に該当する場合に限り、当該地方団体を含むより広い区域を単位とすることができるものであり、いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。

また、都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定又は認定の変更を行おうとする場合（告示第5条第8号ハ）は、事前に様式4により総務省へ報告すること。

#### 5. 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品等の提供がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品等を提供する地方団体は、当該返礼

品等を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品等の提供の際等に、寄附者に対して周知すること。

## 6. 個人情報の管理

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

## 7. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体においては、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

省令 ……地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

改正省令……地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する  
省令（平成 31 年総務省令第 38 号）

告示 ……平成 31 年総務省告示第 179 号

取扱通知（県）……地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）  
（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）

取扱通知（市）……地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）  
（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号総務大臣通知）